■「鳥取県移住検討者来県用補助金」の交付申請（来県後）に必要な領収書等について

「鳥取県移住検討者来県費用補助金実施要綱」第６条「補助金の交付手続」にあるとおり、来県後の交付申請に「当該旅行に係る支出内容（金額、利用交通機関等）がわかる**領収書等**」が必要となります。
以下、交通手段別の注意事項を列記いたしますので、ご留意ください。

【原則】
「交通費」の領収書は、申請者本人が支払ったことを証明する書類であるため、
「宛名」には「申請者本人の氏名（フルネーム）」が記載されていることを必須とする。
（※ただし、券売機等で発行される「宛名が印字されない領収書」は有効とする。）

<table>
<tr><th colspan="3">【自家用車（またはレンタカー）】</th></tr>
<tr><td>ガソリン代</td><td colspan="2">高速料金料金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【不要】

※事務局（ふるさと鳥取県定住機構）側で「申請者の自宅」から「鳥取県内の最初の目的地」までの距離計算（Googlemap 等の推奨ルート）を行い、1 ㎞当たり 25 円で算出するため、給油所の領収書（及びレシート）は不要です。</td><td>ETC を利用</td><td>「一般」レーンで支払い</td></tr>
<tr><td>以下のいずれかの書類を提出すること▼

①「ETC 利用照会サービス」の
利用証明書・利用明細書
②「ETC 利用履歴発行プリンター」の
利用明細書
③「クレジットカード会社」の
利用明細書
※本人名義のカードで支払われていることを確認するため、氏名（フルネーム）が記載された書類であることが必要
④「ETC パーソナルカード」の
請求書・利用明細書
※本人名義のカードで支払われていることを確認するため、氏名（フルネーム）が記載された書類であることが必要（氏名が記載されたカード本体を撮影した画像も有効）
※いずれも「利用日時」「利用区間」「支払金額」が明記されていることが必要</td><td>（「有人ブース」または「料金自動精算機」で現金（もしくはクレジットカード）で支払った際の）

「領収書」
「利用証明書・利用明細書」
※「利用日時」「利用区間」「支払金額」が明記されていることが必要
※宛名の記載がなくても有効</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>高速バス</th></tr>
<tr><td>切符売り場の窓口や券売機で発行される「領収書」
※1.「利用日時」「利用区間」「支払金額」が明記されていることが必要
※2.路線バスの利用料金については、「IC カードの利用履歴」等のスクリーンショット画像でも有効</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>鉄道</th></tr>
<tr><td>切符売り場の窓口や券売機で発行される「領収書」
※1.「利用日時」「利用区間」「支払金額」が明記されていることが必要（印字されていない場合は、切符の撮影画等像を併せて提出）
※2. 在来線の利用料金については、「IC カードの利用履歴」等のスクリーンショット画像でも有効</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>飛行機</th></tr>
<tr><td>Web サイト・お問い合わせ窓口・各種カウンターで発行される「領収書」
※「利用日時」「利用区間」「支払金額」が明記されていることが必要（印字されていない場合は、チケットの撮影画像等を併せて提出）</td></tr>
</table>